

議案第 5 5 号

関市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

関市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

医療費の助成対象となる子どもの年齢要件を変更するため、この条例を定めようとする。

## 関市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

関市福祉医療費助成に関する条例（昭和59年関市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の関市福祉医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後の療養の給付等に係る助成及び支給について適用し、施行日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

#### （準備行為）

- 3 市長は、施行日前においても、新条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。